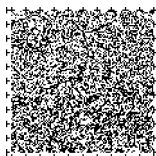


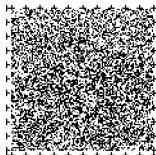
資料編

- 身体障害者障害程度等級表……………84～85ページ
- 知的障害者の等級・精神障害者保健福祉手帳の障害等級表……………86ページ
- 65歳以上で後期高齢者医療制度の対象者となる障害状況……………87ページ
- 旅客運賃・有料道路の割引対象者基準……………88ページ
- 特別児童扶養手当の障害基準……………89ページ
- 特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準……………90ページ
- 障害基礎年金・障害厚生年金の等級表……………91ページ
- 障害厚生年金3級の基準……………92ページ
- 障害手当金の基準……………93ページ
- 手当・年金等の所得制限の限度額……………94ページ
- 関係機関一覧……………95～97ページ



身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則 別表第5号）

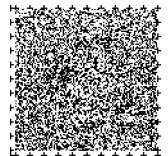
級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢
1級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	1 眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p>					



※-----より上は旅客運賃割引・有料道路通行料金割引の第1種、下は第2種を表します。

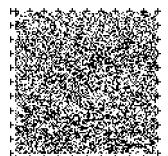
※——で囲まれた部分は、市町村長の認定を受けることにより65歳以上で老人保健法の対象となる者の目安です。

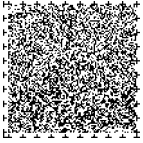
身体障害者手帳1～3級、身体障害者手帳4級の一部（音声・言語又はそしゃく機能の障害、及び下肢障害の1号、3号又は4号）



肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害					
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
	上肢機能	移動機能						
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
1 体幹の機能障害により起立が困難なもの 2 体幹の機能障害により起立が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの						
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの						
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの						

5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。





○知的障害者の等級（埼玉県療育手帳制度要綱 第3条など）

※ - - - - より上は旅客運賃割引・有料道路通行料金割引の第1種、下は第2種（旅客運賃割引のみ）を表します。
 ※ ———— で囲まれた部分は、市町村長の認定を受けることにより65歳以上で後期高齢者医療制度の対象となる者の目安です。
 療育手帳④、A

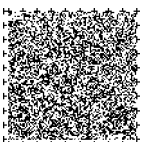
等級	障害の状態
④ (最重度)	◎A（重度）のうち、次のいずれかに該当する程度のもの (1) 知能指数がおおむね20以下に該当する程度のもの (2) 知能指数がおおむね35以下で、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級又は2級に相当するもの (3) 知能指数がおおむね35以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの ア 視覚障害（両眼の視力の和が0.04以下） イ 聴覚障害（聴力レベルが100デシベル以上） ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの エ 両上肢のすべての指を欠くもの オ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの カ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの キ 両下肢を足関節以上で欠くもの ク 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
A (重度)	◎次のいずれかに該当するもの ◎知能指数がおおむね35以下で、次のいずれかに該当する程度のもの (1) 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの (2) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの ◎B（中度）のうち、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に相当するもの
B (中度)	◎知能指数がおおむね50以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの
C (軽度)	◎知能指数がおおむね70以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要である程度のもの

○精神障害者保健福祉手帳の障害等級

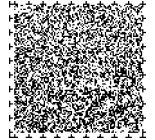
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条）

※ ———— で囲まれた部分は、市町村長の認定を受けることにより65歳以上で後期高齢者医療制度の対象となる者の目安です。
 精神障害者保健福祉手帳 1～2級

障害等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの



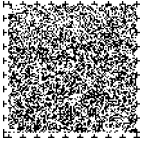
○65歳以上で後期高齢者医療広域連合長の認定を受けることにより 後期高齢者医療制度の対象となる者



※目安

- ・身体障害者手帳 1～3 級
- ・身体障害者手帳 4 級の一部（音声・言語・そしゃく機能の障害、及び下肢障害の 1 号、3 号又は 4 号）
- ・療育手帳④、A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級
- ・障害基礎年金 1～2 級

障 害 の 状 態
<p>① 両眼の視力の和が0.08以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
<p>（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p>



○身体障害者／
旅客運賃割引・有料道路通行料金割引の第1種・第2種の基準

① 第1種

身体障害者手帳の交付を受けており、下表の障害の程度に該当する者。

障害の区分		障害の程度
視覚障害聴覚障害		一級から三級までの各級及び四級の一級及び三級
肢体不自由	上肢不自由	一級、二級の一及び二級の二
	下肢不自由	一級、二級及び三級の一
	体幹不自由	一級から三級までの各級
	乳幼時期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害
移動機能障害		一級から三級までの各級 (一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
内部障害	心臓機能障害	一級から四級までの各級
	じん臓機能障害	一級から四級までの各級
	呼吸器機能障害	一級から四級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級
	小腸機能障害	一級から四級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から四級までの各級

② 第2種

身体障害者手帳の交付を受けている上表以外の障害の程度の者。

○知的障害者／
旅客運賃割引・有料道路通行料金割引の第1種・第2種の基準

① 第1種

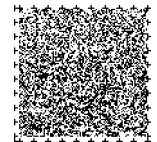
療育手帳④、A

② 第2種 (旅客運賃割引のみ)

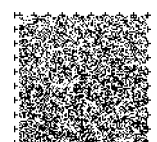
療育手帳 B、C

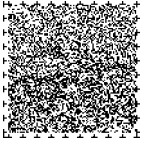
○特別児童扶養手当の障害基準

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第三)



等級	障 害 の 状 態
1 級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④ 両上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が0.08以下のもの ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの ④ そしゃくの機能を欠くもの ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)	<p>視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p>

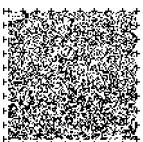




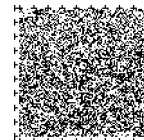
○特別障害者手当、障害児福祉手当の該当基準

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第1、第2など)

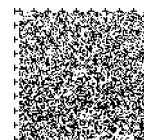
令別表第1	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が0.02以下のもの ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができないもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④ 両上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの ⑥ 両大腿を二分の一以上失ったもの ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	
	(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	
令別表第2	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	
	(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	
別表A	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの ④ そしゃく機能を失ったもの ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	
日常生活動作評価表	<ul style="list-style-type: none"> ① タオルをしぼる(水をきれ程度) ② とじひもを結ぶ ③ かぶりシャツを着て脱ぐ ④ ワイシャツのボタンをとめる ⑤ 座る(正座・横座り・あぐら・脚なげだしの姿勢を維持する) ⑥ 立ち上がる ⑦ 片足で立つ ⑧ 階段の昇降 	日常生活能力判定表
	(備考) おおむね全介助2点、半介助1点、介助なし0点とする。	
	(備考) おおむね全介助2点、半介助1点、介助なし0点とする。	

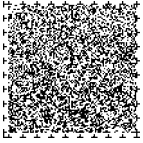


○障害基礎年金、障害厚生年金の等級（国民年金法施行令 別表）



等級	障 害 の 状 態
1 級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④ 両上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの ④ そしゃくの機能を欠くもの ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)	<p>視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p>

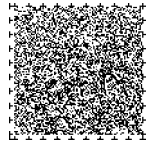




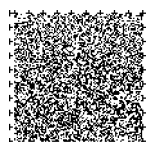
○障害厚生年金 3 級の基準（厚生年金保険法施行令 別表第一）

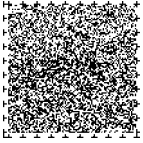
等級	障 害 の 状 態
3 級	<p>① 両眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>② 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>③ そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>④ 脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑤ 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</p> <p>⑥ 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑧ 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの</p> <p>⑨ おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの</p> <p>⑩ 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>⑪ 両下肢の十趾の用を廃したもの</p> <p>⑫ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>⑬ 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>⑭ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの</p>
	<p>（備考）</p> <p>① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> <p>② 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。</p> <p>③ 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>④ 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p>

○障害手当金の基準（厚生年金保険法施行令 別表第二）



障 害 手 当 金	① 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	② 一眼の視力が0.1以下に減じたもの
	③ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	④ 両眼による視野が二分の一以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの
	⑤ 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
	⑥ 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
	⑦ そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	⑧ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	⑨ 脊柱の機能に障害を残すもの
	⑩ 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
	⑪ 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
	⑫ 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	⑬ 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
	⑭ 一上肢の二指以上を失ったもの
	⑮ 一上肢のひとさし指を失ったもの
	⑯ 一上肢の三指以上の用を廃したもの
	⑰ ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
	⑱ 一上肢のおや指の用を廃したもの
	⑲ 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
	⑳ 一下肢の五趾の用を廃したもの
	㉑ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	㉒ 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	
② 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。	
③ 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	
④ 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。	
⑤ 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	





○手当・年金等の所得制限の限度額（平成20年度現在）

年金や手当等については、受給資格者やその扶養義務者の所得（※1）により支給停止になることがあります。前年中の所得が下記の限度額以上の（限度額を超える）場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当や年金等の受給ができません。

手当・年金の区分		扶養親族等の数（※2, ※3）					
		0人	1人	2人	3人	4人目以降の加算額 （1人につき）	
特別児童扶養手当	受給資格者の所得	4,596,000円以上	4,976,000円	5,356,000円	5,736,000円	380,000円	
	配偶者及び扶養配偶者の所得	6,287,000円以上	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	213,000円	
障害児福祉手当 特別障害者手当 福祉手当 （経過的措施）	受給資格者の所得	3,604,000円を超える	3,984,000円	4,364,000円	4,744,000円	380,000円	
	配偶者及び扶養配偶者の所得	6,287,000円以上	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	213,000円	
児童扶養手当	受給資格者の所得	一部支給停止	190,000円以上	570,000円	950,000円	1,330,000円	380,000円
		全部支給停止	1,920,000円以上	2,300,000円	2,680,000円	3,060,000円	380,000円
	配偶者及び扶養配偶者の所得	2,360,000円以上	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円	380,000円	
20歳前の障害による障害基礎年金	受給資格者の所得	1/2支給停止	3,604,000円を超える	3,984,000円	4,364,000円	4,744,000円	380,000円
		全部支給停止	4,621,000円を超える	5,001,000円	5,381,000円	5,761,000円	380,000円

※1 所得の計算は、地方税法の所得の計算に準じますが、制度ごとに各種の控除が異なります。

※2 扶養親族等の数とは、所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の人数です。
詳しくは、それぞれの窓口へおたずねください。

※3 上記、限度額に加算されるもの

○受給資格者の所得

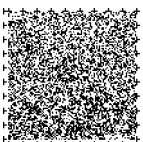
- ・扶養親族等に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円
- ・扶養親族等に、特定扶養親族があるときは、1人につき250,000円（児童扶養手当は150,000円）

○配偶者及び扶養義務者の所得（扶養親族等の数が2人以上の場合）

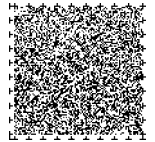
- ・扶養親族等に老人扶養親族があるときは、1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

○手当・年金等の額（平成20年度現在）

手当・年金等の種類	月 額	
特別児童扶養手当	1級	50,750円
	2級	33,800円
障害児福祉手当	14,380円	
特別障害者手当	26,440円	
児童扶養手当	全部支給	41,720円
	一部支給	41,710円～9,850円
福祉手当（経過的措施）	14,380円	
障害基礎年金	1級	82,508円
	2級	66,008円



主な関係機関の連絡先



○障害者福祉の相談窓口（和光市近辺）

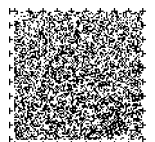
施設・機関名	所在地		電話番号	
	郵便番号			FAX
和光市福祉事務所 (和光市役所社会福祉課 障害給付担当)	351-0192	和光市広沢1-5	048-464-1111 (内2160~2163)	048-466-1473
和光市地域生活支援センター (和光市役所社会福祉課 障害者支援担当)	351-0104	和光市南1-23-1 和光市総合福祉会館(ゆめあい和光)内	048-452-7602	048-452-7603
和光市保健センター	351-0106	和光市広沢1-5	048-465-0311	048-465-0557
和光市教育委員会 (和光市役所 学校教育課)	351-0192	和光市広沢1-5	048-464-1111 (内2426~2427)	048-464-7901
和光市社会福祉協議会 和光市ボランティアセンター	351-0104	和光市南1-23-1 和光市総合福祉会館(ゆめあい和光)内	048-452-7600	048-467-8280
みつばすみれ学園 地域生活支援センター	353-0003	志木市下宗岡1-23-1	048-471-3311	048-473-3121
埼玉県所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152	04-2994-1420
埼玉県朝霞保健所	351-0016	朝霞市青葉台1-10-5	048-461-0468	048-460-2698

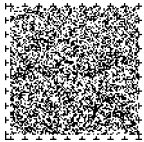
○障害者福祉関係の施設、養護学校等（和光市近辺）

施設・機関名	所在地		電話番号	
	郵便番号			FAX
和光市地域活動支援センター (旧・身体障害者デイサービスセンター)	351-0104	和光市南1-23-1 和光市総合福祉会館(ゆめあい和光)内	048-452-7100	048-452-7101
和光市知的障害者授産施設			048-452-7102	048-452-7103
和光市精神障害者小規模作業所			048-452-7108	048-452-7109
和光市地域生活支援センター			048-452-7602	048-452-7603
和光心身障害者福祉作業所「さつき苑」	351-0111	和光市下新倉1-3-5	048-466-3457	048-467-8281
すわ緑風園	351-0104	和光市南2-3-2	048-461-3028	048-461-1996
みつばすみれ学園	353-0003	志木市下宗岡1-23-1	048-471-3115	048-473-0806
すずらん			048-470-3216	048-473-0806
埼玉県立和光養護学校	351-0106	和光市広沢4-3	048-465-9770	048-460-0117
埼玉県立和光南養護学校	351-0106	和光市広沢4-5	048-465-9780	048-460-1016

○医療機関、介護保険及び児童福祉関係の施設・機関等

施設・機関名	所在地		電話番号	
	郵便番号			FAX
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101	
菅野病院	351-0114	和光市本町28-3	048-464-5111	
東武中央病院	351-0114	和光市本町28-1	048-464-6211	
坪田和光病院	351-0101	和光市白子2-12-15	048-465-5001	
和光病院	351-0111	和光市下新倉5-19-7	048-450-3311	
和光福祉会 訪問看護ステーション	351-0104	和光市丸山台2-6-20 ファミリー SHOURAKUJU1階	048-468-1580	048-460-2941
埼玉県立小児医療センター	339-8551	さいたま市岩槻区大字馬込2100	048-758-1811	048-758-1818





○障害者福祉の担当機関（埼玉県内）

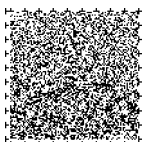
施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
				FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター	362-8567	上尾市大字西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-1552
国立リハビリテーションセンター	359-8555	所沢市並木4-1	04-2995-3100	04-2995-3102
埼玉県立精神保健総合センター	362-0806	北足立郡伊奈町大字小室818-2	048-723-1111	048-723-1550
埼玉県精神科救急情報センター			048-723-8699	
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	350-0813	川越市大字平塚新田字東河原201-2	049-239-3553	049-233-0223
埼玉県社会福祉協議会	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-822-1191	048-822-3078
埼玉県ボランティアセンター			048-822-1435	048-822-1449
埼玉県権利擁護センター			048-822-1194	048-822-1406
埼玉県障害者交流センター	330-8522	さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2222	048-834-3333
埼玉聴覚障害者情報センター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎内 2階	048-814-3351	048-814-3352
埼玉県警察運転免許センター 運転免許試験課 適正相談室	365-0028	鴻巣市大字鴻巣405-4	048-543-2001 (内316)	048-543-7777
身体障害者運動能力開発訓練センター 「東園(あずまえん)自動車教習所」	352-0023	新座市堀之内2-1-46	048-481-2711	048-481-6578

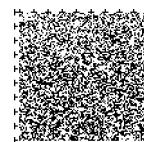
○障害者の就労支援関係

施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
				FAX
朝霞公共職業安定所 (ハローワーク朝霞)	351-0025	朝霞市三原1-3-1	048-463-2233	048-464-3012
池袋公共職業安定所(ハローワーク池袋)専門援助第2部門 41番窓口	170-8409	東京都豊島区東池袋3-5-13 ハローワーク池袋本庁舎	03-3987-8609	03-3982-5726
埼玉県障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区大字下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260
埼玉県西部地域障害者雇用支援センター	350-1122	川越市脇田町32-3 三豊川越ビル4F	049-223-0804	049-223-0816
国立職業リハビリテーションセンター	359-0042	所沢市並木4-2	04-2995-1711	04-2995-1052
東京都障害者職業能力開発校	187-0035	東京都小平市小川西町2-34-1	042-341-1411	042-341-1451
埼玉労働局	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階	048-600-6201	048-600-6220

○老人福祉・介護保険関係の施設・機関（和光市内）

施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
				FAX
和光市北地域包括支援センター	351-0111	和光市新倉2-5-12	048-458-5120	048-458-5121
和光市中央地域包括支援センター	351-0114	和光市本町25-3	048-464-1754	048-465-5245
和光市南地域包括支援センター	351-0104	和光市南1-23-1	048-450-2500	
和光市高齢者福祉センター		和光市総合福祉会館(ゆめあい和光)内	048-452-7106	048-452-7107
福祉の里	351-0115	和光市新倉8-23-1	048-468-3355	048-468-3377





○児童福祉関係の施設・機関（和光市内）

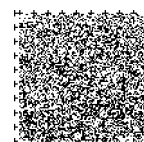
施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
			電話番号	FAX
和光市役所 子育て福祉課 家庭児童相談室	351-0192	和光市広沢1-5	048-464-1111 (内2105)	
総合児童センター	351-0106	和光市広沢1-5	048-465-2525	

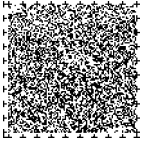
○行政窓口（和光市内）

施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
			電話番号	FAX
和光市選挙管理委員会	351-0192	和光市広沢1-5	048-464-1111 (内2663~2664)	直通 048-424-9152
駅出張所	351-0114	和光市本町3-3	048-467-2446 048-467-2447	048-460-3144
牛房出張所	351-0101	和光市白子2-28-13	048-465-4978	048-460-3143
吹上出張所	351-0101	和光市白子3-14-10	048-465-9555	048-460-3142
坂下出張所	351-0111	和光市新倉3-4-18	048-465-7051	048-461-3429
和光市駅	351-0114	和光市本町4-6	048-461-2118	
和光郵便局	351-0199	和光市本町12-32	048-461-3002	

○行政窓口（埼玉県内の機関）

施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
			電話番号	FAX
埼玉県庁	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111	
埼玉県警察本部通信司令課	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110	
FAX110番				0120-264-110
メール110番				110ban@mail.police.pref.saitama.jp
埼玉県南西部消防本部 司令第1課	351-0023	朝霞市溝沼1-2-27	048-460-0123	048-463-0493
聴覚・言語障害者専用FAX (緊急時連絡用FAX)				119
朝霞警察署	351-0015	朝霞市幸町2-6-9	048-465-0110	048-465-0110
朝霞税務署	351-8601	朝霞市本町1-1-46	048-467-2211	
朝霞県税事務所	351-0025	朝霞市三原1-3-1	048-463-1671	048-463-1675
埼玉県自動車税事務所 課税第二担当	331-8580	さいたま市西区中釘2152	048-623-0228	
埼玉県自動車税事務所 所沢支所	359-0026	所沢市牛沼690-1	042-998-1321	048-991-1009
川越社会保険事務所	350-1196	川越市脇田本町15-13 東上パールビル3F	049-242-2345	049-245-8919





チャレンジドのてびき

—改訂版—
平成20年8月

発行者：和光市
編集：和光市地域生活支援センター
〒351-0104 和光市南1-23-1
和光市総合福祉会館内
電話番号 048-452-7602
f a x 048-452-7603
eメール s-center@city.wako.lg.jp